

旭川工業高等専門学校改革推進室運営規則

制定 平成27. 3. 20達第16号

改正 平成28. 3. 24達第12号 平成29. 3. 23規則第17号

旭川工業高等専門学校改革推進室運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、旭川工業高等専門学校教員等組織規則（昭和45年達4号）第23条第2項の規定に基づき、旭川工業高等専門学校改革推進室（以下「改革推進室」という。）の適正かつ円滑な運営を図るため、必要な事項を定める。

(改革推進室の目的)

第2条 改革推進室は、当面の教育研究、管理運営、学科構成等に関する諸課題について、改革の方針を策定することを目的とする。

(組織)

第3条 改革推進室は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 室長

(2) 室員

(室長)

第4条 室長は、副校長（総務担当）をもって充てる。

2 室長は、校長の命を受け、改革推進室の業務を掌理する。

(室員)

第5条 室員は、教職員のうちから、校長が指名する。

2 室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

3 室員は、室長の命を受け、改革推進室の業務を処理する。

(副室長)

第6条 改革推進室に、副室長を置くことができる。

2 副室長は、室員のうちから、室長が指名する。

3 副室長の任期は、室長がその都度定める。

4 副室長は、室長の職務を補佐するものとする。

(事務)

第7条 改革推進室の事務に関することは、総務課が処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、改革推進室の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則は、第2条に定める目的を達成した時点をもって廃止する。

附 則（平成28. 3. 24 達第12号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29. 3. 23 規則第17号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。